

総財公第18号

平成27年1月27日

各都道府県知事
各指定都市市長

殿

総務大臣 高市 早苗

公営企業会計の適用の推進について

公営企業は、独立採算の原則に基づき経済性を發揮しながら、その本来の目的である公共の福祉を増進するために運営されており、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する重要な役割を果たしています。

現在、我が国においては、人口減少やインフラ老朽化が大きな課題となっていますが、公営企業においても、高度経済成長期に集中的に整備された施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大や、人口減少等に伴う料金収入の減少が見込まれるなど、経営環境は厳しさを増しつつあるところです。こうした中で、公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいくことが求められます。

これらについて、より的確に取り組むためには、公営企業会計を適用し、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成等を通じて、自らの経営・資産等を正確に把握することが必要となります。

このため、「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定)において、「現在、公営企業会計を適用していない簡易水道事業、下水道事業等に対して同会計の適用を促進する。」旨が明記されており、また、民間能力の活用等の観点からも「地方公共団体におけるPPP/PFIの推進を支援するため、固定資産台帳を含む地方公会計や公営企業会計の整備推進等を通じ、地域企業を含めた民間事業者によるPPP/PFI事業への参入を促進する。」旨が指摘されているところです。

各地方公共団体におかれでは、これらの趣旨を踏まえ、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の財務規定等を適用していない公営企業について、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間で、同法の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行されるように、特段の御配慮をお願いします。特に、資産の規模が大きく、住民生活に密着したサービスを提供している下水道事業及び簡易水道事業については、公営企業会計適用の必要性が高いことから、重点的に取り組まれるようお願いします。

なお、総務省においては、公営企業会計の適用について、着手から完了までの手順や留意点等を取りまとめたマニュアルを策定したところであり、併せて、所要の経費に対する地方財政措置の拡充、アドバイザー派遣や関係機関等における研修の充実、継続的な助言・情報提供等を行うこととしています。各地方公共団体におかれでは、これらを適切に活用し、取組を進めていただきますようお願いします。

あわせて、各地方公共団体におかれでは、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」において公営企業の徹底した効率化・経営健全化を図ることや民間の資金・ノウハウを活用すること等が必要とされていることも踏まえ、必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくことが可能となるよう、これまで以上に中長期的な視点に立った効率化・経営健全化に取り組んでいただきますようお願いします。

各都道府県知事におかれでは、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く）に対しても、この旨を周知していただくとともに、適切な御助言をお願いします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。